警視庁告示第　３１２０　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　２ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　意見の聴取の期日

令 和　８ 年 １１月１１ 日 午前　９ 時３０ 分　開 始

２　意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部　意見の聴取会場

警視庁告示第　３１２１　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　２　日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月 １１ 日 午前　９ 時 ３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部　聴聞会場